明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令（三〇七）　二
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（三〇八）　三
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（三〇九）　三
〔府　令〕
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則（内閣府五六）　三
〔省　令〕
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三〇七号）（内閣府本府）

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八四号）の施行期日は、令和四年九月二〇日とすることとした。

◇重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（政令第三〇八号）（内閣府本府）

1　本則

㈠　生活関連施設を定めることとした。（第一条関係）

㈡　利用者等関係情報を定めることとした。（第二条関係）

㈢　収用委員会の裁決の申請手続を定めることとした。（第三条関係）

㈣　特別注視区域内において届出を要しない土地等の規模を定めることとした。（第四条関係）

㈤　特別注視区域内において届出を要しない者を定めることとした。（第五条関係）

㈥　特別注視区域内において届出を要しない契約を定めることとした。（第六条関係）

㈦　特別注視区域内において土地等売買等契約の締結後に届出をする事由を定めることとした。（第七条関係）

2　附則

㈠　特別注視区域内において届出を要しない契約の特例を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　宅地建物取引業法施行令（昭和三九年政令第三八三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

㈢　この政令は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八四号）の施行の日（令和四年九月二〇日）から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇九号）（厚生労働省）

1　六〇歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象とすることとした。（附則第七項関係）

2　この政令は、令和四年九月二〇日から施行することとした。